

（公正証書） 遺言の勧め

公正証書遺言をする人が増えている

	全国	東京府中管内
H16	6.7万件	405件
H17	7.0万件	355件
H18	7.2万件	433件
H19	7.4万件	495件
H20	7.6万件	515件
H21		562件

* 欧米では、法定相続に委ねることはなく、ほとんどが遺言によっています。

なぜ遺言書作成が望ましいか？

相続＝争族(骨肉の争い)になりやすい

①亡くなった父母名義の家に長男が住んでいるとき十二分に面倒見た自信がある長男と、「兄貴はただで住めて得したな」と思っている次男。

②後妻がいたとき

もし後妻が子供無くて亡くなったなら、夫からの財産は見ず知らずの後妻の兄弟に流れていく。

③父母と同居して面倒を見ていた長男が死んでしまい、嫁が義理の父母を介護し死を看取った場合。

嫁には相続権がない。

④内縁の夫婦にも相続権はない。

⑤自分の兄弟がいるが、財産は全部妻に遺したい。

⑥農地などの場合資産はあるが現金がない。遺産分割協議がまとまらなと売れない。

⑦会社の事業承継がスムーズに行かないと取引先や金融機関の信用を失う。融資も受けられない。

* 遺言執行者も定めておかないと、利害が絡むだけに手続きが挫折します。(登記簿が共有名義のまま再相続が始まると大変なことになる。)

遺言に書いて法的効果があること

- ①相続分の指定:各相続人の受ける割合を決める。
- ②遺産分割方法の指定:誰に何を相続させるか決める。
- ③遺贈:遺言で遺産を第三者に贈与する。
- ④祭祀承継者の指定:祖先のお祭り、お墓の管理をする人を決める。
- ⑤認知:夫婦以外の人の間に生まれた子を自分の子と認めること。
- ⑥推定相続人の廃除:自分を虐待した相続人の相続権を失わせること。
- ⑦遺言執行者の指定:遺言内容を実行してくれる人を決めること。当事務所で受けます。
- ⑧生命保険受取人の指定・変更。
- ⑨信託の設定:遺産の運用・管理を第三者(信託銀行など)に信託すること。
- ⑩財団法人の設立:自分の遺産をもとに公益法人を設立すること。

公正証書遺言と自筆証書遺言

* 自筆証書遺言について

- ・手軽であるが法定の様式を欠くと無効(遺言が無かったこと)になる。
 - ・筆跡が父さんの字じゃない。
 - ・父さんの状態では遺言など書けないはず。
 - ・紛失・改ざんの恐れがある。
- ### * 公正証書遺言について
- ・公証人＝元裁判官・検事などの国家公務員が直接本人と面談して作成・公証する。
 - ・公証人役場に保存されるので、改ざんや紛失の恐れがない(オンライン検索可)。
 - ・費用がかかるのがデメリット。

サポート内容

■ 遺言書の作成など

1. 遺言書原案作成サポート
遺言者の意思を尊重した遺言書の原案を作ります。
報酬＝84,000円～
2. ご自分で作成した自筆証書遺言書案の適式性・有効性チェック。
報酬＝31,500円～
3. 公正証書遺言の場合

1. に加え公証人手数料と証人日当が必要です。
 - ①公証人手数料・・・財産1億円前後の場合およそ15万円前後かかります。
 - ②証人日当・・・10,500円×2人

■ 財産目録の調査・作成

1. 土地建物の不動産目録
 2. 株券など有価証券一覧表
 3. 預貯金一覧表
 4. 死亡保険金証券目録
 5. 債権債務一覧
 6. 車・貴金属、骨董品など
- 報酬＝52,500円～

■ 相続人の調査

相続人確定のための調査・資料収集。
全員がそろわないと遺産分割は無効になります。
報酬＝52,500円～

■ 遺産分割協議書作成

遺言で指定がない場合相続人全員で協議します。
遺言書から漏れた財産がある場合も必要です。
報酬＝157,500円～

- ・協議期間は6ヶ月とし、延長1ヶ月ごとに31,500円加算します。相続人が5人を超えた場合は1名ごとに31,500円加算します。

■ 遺言の執行

不動産や自動車、預貯金の名義変更など複雑な手続きを行います。
報酬＝遺産額の1.5%(最低額157,500円)
*なお相続登記は提携司法書士と、相続税の申告は提携税理士と連携して行います。

費用について(税込み)

基本的に仕事量・時間計算とお客様が得られる利益から計算いたします。
・相談料・・・5,250円/H(初回無料)
・報酬・・・表示は基準額です。内容により増減することがございます。
(見積書を提出してお打ち合わせします)
・手数料・・・官公庁の収入になります。
・実費・・・郵送料・交通費など。
・日当・・・3,675円/H
*受任契約時に概算実費額と、報酬の50%を着手金としていただきます。
*着手後のお客様都合による解約の場合は、返金いたしません。
*業務終了時に残金をいただきます。



このほか会社設立、宅建・建設業免許など官公署への各種手続きや、悪徳商法へのクレーム、債権回収、成年後見申立てなど民事法務のご相談も承ります。

堀内綜合法務事務所
行政書士/宅建主任者 堀内 正之
行政書士福門会会員/早稲田大学調布福門会会員
〒182-0035 東京都調布市上石原3-12-8
TEL 042-446-5129 FAX 042-499-1300
携帯 090-9316-0529 m-horiuchi@r5.dion.ne.jp